

令和 4 年群馬東部水道企業団議会
2 月定例会会議録

群馬東部水道企業団

令和4年群馬県東部水道企業団議会2月定例会会議録

令和4年2月10日（木曜日）

1 出席議員 12名

1番 斎藤光男	2番 久保田俊
3番 山田隆史	4番 野村晴三
5番 斉藤貢一	6番 古田島和茂
7番 松井篤	8番 今村好市
9番 堀口正敏	10番 柿沼英己
11番 田邊信雄	12番 松村潤

2 説明のために出席したもの 12名

企業長 清水聖義	副企業長 多田善洋
副企業長 須藤昭男	副企業長 金子正一
局長 篠木達哉	次長 小郷隆士
次長 落合利充	次長 百瀬光宏
総務課長 奥川靖	企画課長 鈴木徹哉
工務課長 小井土健之	みどり支所長 関口洋一

3 その他出席した者 3名

太田市議会事務局長 青木一男	
書記 高塚学	書記 大塚久美

議事日程（第1号）

令和4年2月10日 午前10時30分開議
群馬東部水道企業団議会議長 斎藤光男

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 一般質問
- 第 4 議案第 1号 令和3年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第 5 議案第 2号 令和4年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算について
- 第 6 議案第 3号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
議案第 4号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 第 7 議案第 5号 群馬東部水道企業団個人情報保護条例の一部改正について
議案第 6号 群馬東部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 7号 群馬東部水道企業団給水条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

■開 会

午前 10 時 30 分開会

議長（斎藤光男） 只今から告示第 1 号をもって招集されました、令和 4 年群馬東部水道企業団議会 2 月定例会を開会いたします。

■開 議

議長（斎藤光男） これより本日の会議を開きます。

■日 程

議長（斎藤光男） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布申し上げたとおりであります。その順序により会議を進めたいと思いますので、ご了承願います。

日程に入ります。

■会期の決定

議長（斎藤光男） 日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（斎藤光男） ご異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日と決定いたしました。

■会議録署名議員の指名

議長（斎藤光男） 次に、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、9 番、堀口正敏議員、及び 10 番、柿沼英己議員を指名いたします。

■一般質問

議長（斎藤光男） 次に、日程第3、一般質問を行います。通告がありますので、質問を許します。

（山田議員挙手）

議長（斎藤光男） 山田隆史議員。

議員（山田隆史） 太田市議会の山田隆史でございます。通告に従いまして一問一答方式で群馬東部水道企業団の保有する浄水場について、質問をさせていただきます。企業団の原水は井戸水と表流水でございます。その中で、令和2年の県営水道統合後、渡良瀬川、利根川の表流水、河川水の割合が増加しています。河川水を利用する上で、沈殿、ろ過、滅菌等の浄水管理がますます重要となってきますが、今回、浄水の最終工程となる、ろ過池の管理について質問をさせていただきます。全て篠木局長に質問いたします。よろしくお願いいたします。

まずは、企業団が保有する浄水場の施設数と浄水処理の方式はどのようなものがあるかご説明ください。

（篠木局長挙手）

議長（斎藤光男） 篠木局長。

局長（篠木達哉） 現在、浄水場としては16施設あります。浄水処理方式については、消毒のみとなる館林第二浄水場を除く15施設で急速ろ過方式を採用しております。

（山田議員挙手）

議員（斎藤光男） 山田議員。

議員（山田隆史） 次に、ろ過設備についてどのような管理を行っているのかお伺いをいたします。

（篠木局長挙手）

議長（斎藤光男） 篠木局長。

局長（篠木達哉） ろ過設備には、ろ材として主に砂が用いられており、一定の砂の厚みで構成された、ろ層に原水を通過させることにより濁質を取り除きます。

ろ過砂は、ろ過を続けると目詰まりしますので、ろ過の水の流れと逆に水を流す逆流洗浄という洗浄作業を行います。洗浄は、ろ過水量や使用時間などの設定条件の下で自動で管理しています。ろ過砂が目詰まりしますと、必要な水量が得られなくなるほか、水質の悪化につながります。ろ過は浄水処理工程の最終工程ですので、ろ過が適正に行われているか常に監視しております。

（山田議員挙手）

議長（斎藤光男） 山田議員。

議員（山田隆史） 次に、ろ過設備の更新計画についてですが、近年の整備状況と、今後の整備計画について伺います。

（篠木局長挙手）

局長（篠木達哉） ろ過設備の更新として、ろ過砂のすべてを入れ替える更新と既存の砂を専用機器により洗浄する更生、また、設備の配管や弁の更新などを行っております。

広域後の計画となりますが、太田渡良瀬浄水場については、令和元年度までに、12箇所のうち8箇所を更新し、太田利根浄水場では令和2年度に、ろ過砂の更生と、ろ過機外面の塗装を1箇所で実施いたしました。

今後の計画ですが、太田利根浄水場において令和4年度から毎年1から2箇所で更生を実施していく予定です。

（山田議員挙手）

議長（斎藤光男） 山田議員。

議員（山田隆史） 次に、大風や大雨による自然災害が増えてきた現在、河川水を利用する上で、ろ過池の管理がますます重要になると思います。ろ過設備を適切に管理することにより、安心して安全なおいしい水を安定的に供給するよう努めていただければと思います。

最後になりますが、浄水汚泥の管理と処分について、また、施設内におけるユスリカ対策についてお聞きし、質問を終わりといたします。

(篠木局長挙手)

議長（斎藤光男） 篠木局長。

局長（篠木達哉） 始めに浄水汚泥の管理ですが、浄水能力1千立方日以上
の施設では、水質汚濁防止法の規制対象となります。ろ過池の洗浄等で発生した
汚泥については、乾燥させたのち、産業廃棄物として処分しております。

次に、ユスリカ対策についてですが、ユスリカとは形が蚊に似た昆虫で、閉
鎖性の水域で発生すると言われており、浄水場の池などでも発生することがあ
ります。配水池などの内部にユスリカの成虫が入り込めないように通気口に防
虫ネットの設置や、上部が解放された池では水面に卵を産み付けられないよう
散水をするなどの対策をしております。

■一般質問終局

議長（斎藤光男） 以上で一般質問を終わります。

■議案上程

議長（斎藤光男） 次に、日程第4、議案第1号を議題といたします。

■提案理由の説明

議長（斎藤光男） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求め
ます。

(篠木局長挙手)

議長（斎藤光男） 篠木局長。

局長（篠木達哉） 議案第1号、令和3年度群馬東部水道企業団水道事業会計
補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページ及び別冊①の「令和3年度群馬東部水道企業団水道事業会
計予算（第2号）」の1ページをお開き願います。

補正予算の内容でございますが、第2条は、各業務の予定量を補正するもの
でございます。

第3条の収益的収入及び支出は、収入では、長期前受金戻入等により、978万7千円を増額補正し、支出では、委託料や修繕費の削減等により、1億1,144万6千円を減額補正するものでございます。

また、第4条の資本的収入及び支出は、収入では、みどり支所建設に伴う補助金の収入増などにより、717万1千円を増額補正し、支出では、建設改良費の削減により、1億7,006万2千円を減額補正するものでございます。

この結果、収入額から支出額を差し引いた不足額は、第4条本文記載のとおり、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額や損益勘定留保資金などで補填するものでございます。

2ページ以降は、補正予算説明書となります。以上、提案理由のご説明を申し上げますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■質 疑

議長（斎藤光男） これより質疑に入ります。
ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（斎藤光男） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長（斎藤光男） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（斎藤光男） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長（斎藤光男） これより採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（斎藤光男） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

■議案上程

議長（斎藤光男） 次に、日程第5、議案第2号を議題といたします。

■提案理由の説明

議長（斎藤光男） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

(篠木局長挙手)

議長（斎藤光男） 篠木局長。

局長（篠木達哉） 議案第2号、令和4年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の2ページ及び別冊②の「令和4年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算書」の1ページをお開き願います。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量を定めるもので、(1)では年度末の給水戸数を、(2)では年間総給水量を、(4)では主な建設改良事業の事業費を定めるものでございます。

第3条の収益的収入及び支出は、収入では、総額107億5,143万9千円を、支出では、総額93億8,230万8千円を計上しており、純利益は、税抜きで7億9,026万9千円を見込むものでございます。

第4条の資本的収入及び支出は、収入では総額45億5,012万1千円を支出では、総額108億7,934万5千円を計上するものでございます。

なお、収入から支出を差し引いた不足額、63億2,922万4千円については、第4条本文記載のとおり、当年度の消費税の資本的収支調整額や損益勘定留保資金などで補填するものでございます。

次に、予算書の2ページをご覧ください。

第5条の債務負担行為は、令和4年度から令和5年度の水道施設強靱化計画策定業務委託に係る限度額を3,192万5千円と定めるものでございます。

第6条は、企業債の借入限度額を24億円とさだめるものでございます。

第7条は、一時借入金の限度額を9億円に定めるほか、第8条は、支出の流用可能な科目を、第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、また、第10条は、たな卸資産購入限度額をそれぞれ定めるものでございます。

3ページ以降は、予算説明書となります。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■質 疑

議長（斎藤光男） これより質疑に入ります。
ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

議長（斎藤光男） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長（斎藤光男） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（斎藤光男） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長（斎藤光男） これより採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（斎藤光男） 挙手全員、よって、本案は原案のとおり可決されました。

■議案上程

議長（斎藤光男） 次に、日程第6、議案第3号及び第4号の2議案を一括議

題といたします。

■提案理由の説明

議長（斎藤光男） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

（篠木局長挙手）

議長（斎藤光男） 篠木局長。

局長（篠木達哉） 議案書の３ページをお開き願います。

議案第３号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、当企業団が加入しております群馬県市町村総合事務組合において、令和４年３月３１日をもって桐生地域医療組合が退職手当支給事務の共同処理を終了すること及び令和４年４月１日から邑楽館林医療事務組合が邑楽館林医療企業団へ名称変更するため、群馬県市町村総合事務組合規約の変更が必要となりますので、地方自治法第２９０条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案書の５ページをお開き願います。

議案第４号、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、ご説明を申し上げます。

本案は、当企業団が共同設置している群馬県市町村公平委員会について、令和４年４月１日から館林市が加入すること及び邑楽館林医療事務組合が邑楽館林医療企業団へ名称変更するため、群馬県市町村公平委員会設置規約の変更が必要となりますので、地方自治法第２５２条の７第３項において準用する同法第２５２条の２の２第３項の規約により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■質 疑

議長（斎藤光男） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（斎藤光男） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長（斎藤光男） 議事の都合により、議案第3号及び議案第4号の2議案についての討論は一括とし、採決は議案ごとといたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

議長（斎藤光男） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長（斎藤光男） これより採決いたします。最初に、議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（斎藤光男） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（斎藤光男） 挙手全員、よって、本案は原案のとおり可決されました。

■議案上程

議長（斎藤光男） 次に、日程第7、議案第5号及び第6号の2議案を一括議題といたします。

■提案理由の説明

議長（斎藤光男） 朗読を省略し、ただちに企業長から提案理由の説明を求めます。

(篠木局長挙手)

議長（斎藤光男） 篠木局長。

局長（篠木達哉） 議案書の7ページをお開き願います。

議案第5号、群馬東部水道企業団個人情報保護条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、個人情報保護制度の見直しによる、関係法律の一元化のため、本条例の条文の整備を行うものでございます。

附則につきましては、この条例の施行日を令和4年4月1日と定めるものでございます。

次に議案書の8ページをお開き願います。

議案第6号、群馬東部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置が講じられることを踏まえ、所要の改正及び、字句の調整を行うものです。

附則につきましては、この条例の施行日を令和4年4月1日と定めるものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■質 疑

議長（斎藤光男） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

議長（斎藤光男） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長（斎藤光男） 議事の都合により、議案第5号及び議案第6号の2議案に

についての討論は一括とし、採決は議案ごとといたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

議長（斎藤光男） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長（斎藤光男） これより採決いたします。最初に、議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（斎藤光男） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長（斎藤光男） 挙手全員、よって、本案は原案のとおり可決されました。

■議案上程

議長（斎藤光男） 次に、日程第8、議案第7号を議題といたします。

■提案理由の説明

議長（斎藤光男） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

(篠木局長挙手)

議長（斎藤光男） 篠木局長。

局長（篠木達哉） 議案書の10ページをお開き願います。

議案第7号、群馬東部水道企業団給水条例の一部改正について、提案理由の

ご説明を申し上げます。

本案は、構成団体ごとの水道料金表に基づき算定してきた水道料金を統一するため、本条例の一部改正を行うとともに、本条例の字句の整理を行うものでございます。

附則につきましては、この条例の施行日を令和5年4月1日とし、新料金は令和5年6月以後に検針して算定した料金から適用するものでございます。

また、激変緩和措置として、令和5年6月から令和8年5月までに検針して算定した一般用の料金が、条例改正前の料金を上回る場合は、条例改正後の料金との差額に減額率を乗じて得た額を控除するものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■質 疑

議長（斎藤光男） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（斎藤光男） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長（斎藤光男） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（斎藤光男） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長（斎藤光男） これより採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（斎藤光男） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

■閉 会

議長（斎藤光男） 以上をもちまして、今定例会の議事全てを終了いたしました。

最後に、清水企業長からご挨拶があります。

企業長（清水聖義） 本日は、料金改定や令和4年度の当初予算等多数の議案に対して慎重なご審議をいただきましてありがとうございます。特に料金改定でございますが、こんな時期ということで少し遅らせて段階的に上げていくということになっているわけですが、企業団の設立そのものが石綿管を早急に新設管あるいはパイプに切り替えて、石綿管からさよならするために国から補助金をいただいて、統合エリア全体で対応してもらおうということでスタートしました。自治体だけで自分でお金を出して、借金をしてやっていくのはとても石綿管を^{せんめつ}殲滅することはできないというようなこともあって国の補助金をいれようという話になったのですが、毎年80億円前後の建設改良費を共にしてるわけです。しかしながらそれでも、補助金だけでは追いつかない、どうしても料金を値上げせざるを得ないということで、安心安全な水を供給するために、これを市民町民の皆様にご理解いただいて、やはり変えていかなければ、どうしても安心安全な水を供給しきれないと、国の補助金や借金だけでもできないということで、これを是非皆様方にも市民町民の皆様にご理解いただけるようお願いしたいと思います。この企業団は全力を挙げて国の補助金を投入してやっていこうとある意味では非常に皆様のためになる企業団であるわけですが、それでもどうしても、料金の値段に格差がそれぞれある。低いところも高いところもあるものをいずれは埋めていかなければならない。一つの企業団としてやらなければいけない、実はちょっと悩みがあるわけですが、それをなんとか振り切ってやはり石綿管の回収ということを全体でやらないと水の流れを上から下に持っていく訳ですから、是非それをご理解いただきたい。市民町民の皆様にもよろしくお願いしたいと思います。

過日、太田の駅前で石綿管が破裂しました。これはどこの町にも起こることで、石綿管が脆いのと古いのが重なって、衝撃ですぐに折れてしまうようなものが町中に埋設されているので、これをやはり避けるために私たちは一刻も早く回収していかなければならない。業者の皆様方にも最大の努力をしていただいて、自分自身のコストをいくらかでも下げていく努力をお願いしていかなければ

ればならないと思っております。これから全力でこの企業団全域が本当に安心して安全な水が飲める環境を一刻でも早く作るための努力をするのがこの企業団この議会、我々執行者なわけですがけれども、是非これからもご協力いただきますように心からお願いをしたいと思っております。今コロナ禍ですが、早く安心して外に出て、マスクもとって笑えるような時期がくるように願っております。ご健康でいられることをお祈りいたしましてご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（斎藤光男） これをもって閉会と致します。
大変ありがとうございました。

午前１０時５５分閉会

地方自治法第123条第2項及び群馬東部水道企業団議会会議規則第61条の規定により、ここに署名する。

群馬東部水道企業団議会議長

青藤 光男

群馬東部水道企業団議会議員

堀口 正敏

群馬東部水道企業団議会議員

柿沼 英己